



新紙幣発行に伴うトラブル にご注意ください



約20年ぶりとなる新紙幣の発行が7月から始まりました。
これに伴い、「新紙幣発行に便乗した詐欺行為」の発生が予想されています。
新紙幣発行に伴う詐欺被害にご注意ください。

予想されるトラブル

- 「旧紙幣が使えなくなるから」と言われ、交換を求められた。
- 「その新紙幣は偽札だ」と言われ、交換を求められた。
- 金融機関の職員を装った者から「新紙幣と交換する」と言われた。



トラブルに遭わないために

- 新紙幣発行後も、これまでの紙幣は使えます。
- 金融機関や行政機関が新紙幣について交換を求めることはありません。第三者に渡さないでください。
- 新紙幣に関する不審な電話やメール、訪問があった場合は、警察に相談しましょう。
- 不審に思ったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。



クイズで学ぼう！消費生活のキホン（問い）



高知県立消費生活センター
キャラクター
くまっちゃん

Q. お札は、1885年以来56種類発行され、現在はそのうち25種類を使うことができます。現在使えるお札の中で一番古いお札は、いつ発行された何円札でしょうか。

- ①明治に発行された1円札
- ②昭和に発行された1円札
- ③昭和に発行された100円札

答えは次のページ⇒

出典：日本銀行 HP「銀行券（お札）と貨幣（硬貨）」

クイズで学ぼう！消費生活のキホン（答え）



答えは ①明治に発行された1円札

既に発行されなくなり、流通に不便な銀行券（例えば肖像画が聖徳太子の一万円券など）については、日本銀行の本支店で現在発行されている銀行券と引き換えることができます。なお、一度発行された銀行券は、法令に基づく特別な措置がとられない限り、通用力を失うことはありません。そうした特別な措置は、以下のとおり、過去に3回発動されたことがあり、その結果、これまでに発行された銀行券（56種類）のうち31種類については通用力が失われ、現在は銀行券として使えません。

新しい紙幣が発行されても、これまでの紙幣も変わらず使えるのねえ

- (1) 関東大震災後の焼失兌換券の整理（1927年〈昭和2年〉）
- (2) 終戦直後のインフレ進行を阻止するためのいわゆる新円切り替え（1946年〈昭和21年〉）
- (3) 1円未満の小額通貨の整理（1953年〈昭和28年〉）

● 消費生活センター便り

会員登録時に注意！



そのスタートボタン、海外事業者の広告かも！

～意図せず別サイトに誘導され、サブスク契約してしまうトラブルに注意！～



県内事例

●スマートフォンで来店予約をしようと、日付と時間を入力したら「スタート」のアイコンが出たのでクリックした。『無料アカウントを作成する』という文字の下にメールアドレスを入力して『続ける』というアイコンをクリックし、カード情報を入力した。入力完了後、「購入確認」のメールが届き、5日間の無料期間のある海外の映像・音楽配信サイトに登録されたことがわかった。解約しなければ毎月7,940円課金されるようだが、どうすればよいか。

アドバイス

- 会員登録や2次元コード読み取り時などに、「スタート」等のボタンが表示された場合は、登録しようとしているサイトの手続を続けるためのボタンなのか、クリックする前によく確認しましょう。
- 身に覚えのない事業者から登録完了メールが届いていないか確認しましょう。また、クレジットカードの請求をこまめに確認しましょう。

×印などがあるのは広告です！クリックしないで！

●不安に思った場合やトラブルに遭った場合は、すぐに相談しましょう。

消費者ホットライン…局番なしの188（いやや）番

お住まいの市町村等の消費生活相談窓口をご案内します。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

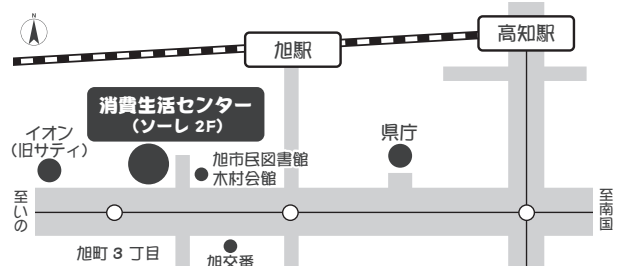
住所 〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

受付時間 日曜日～金曜日 9:00～16:45
※日曜日モ相談を受け付けています

休所日 土曜日・祝日・12/29～1/3

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

県立消費生活センターから情報発信中！
Instagramもチェック⇒



安全安心

まちづくり

ニュース



高知県犯罪のない安全安心まちづくりシンボルマーク

みんなで始めよう!
犯罪のない
安全安心まちづくり

令和6(2024)年度
第3号

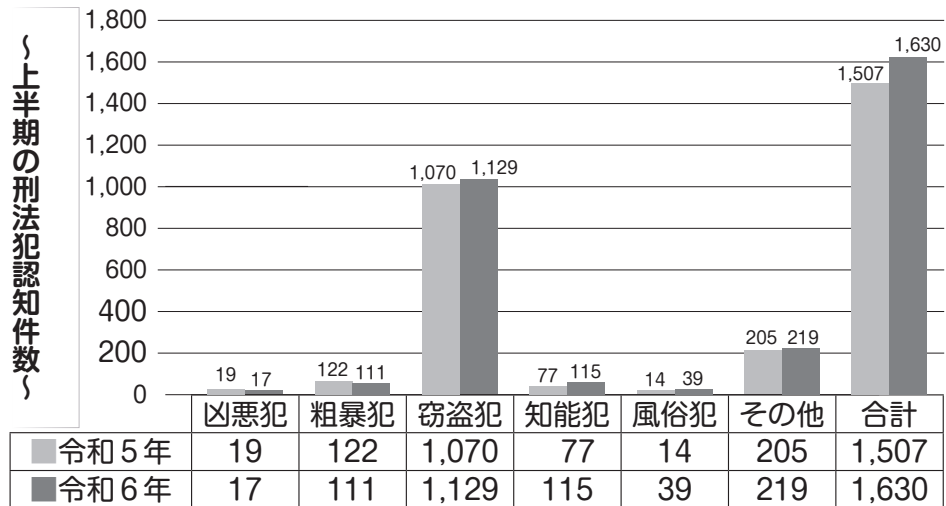


令和6年上半期の県内の犯罪情勢について



令和6年上半期の県内の刑法犯認知件数は1,630件で、前年同期比で123件増加しました。罪種別では、窃盗犯(万引き(非侵入盗)や自転車盗など)、知能犯(特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺など)、風俗犯(性的姿態撮影など)等が増えています。

また、刑法犯認知件数(通年)は、令和2年に過去最少となりましたが、令和3、4年の横ばい傾向を経て、令和5年(コロナ禍明け)には前年から456件も増加しました。新型コロナウイルス感染症の感染状況の変化による人流の増加が影響していると思われます。



- 凶悪犯…殺人、強盗、放火、不同意(強制)性交等
- 粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝等
- 窃盗犯…窃盗
- 知能犯…詐欺、横領、偽造、汚職等
- 風俗犯…賭博、わいせつ、性的姿態撮影等 処罰法
- その他…上記以外の罪種

知能犯に分類される特殊詐欺は、認知件数が17件、被害額が約1億3,388万円で、前年同期に比べ、認知件数は同数ですが、被害額は約3倍増加しています。

↑ 主な特殊詐欺被害の状況 ↓

特殊詐欺の手口	件数	被害額(約)
架空料金請求詐欺	6	1億324万円
還付金詐欺	6	381万円
交際あっせん詐欺	1	2,468万円
オレオレ詐欺	1	95万円
その他	3	120万円
令和6年上半期合計	17	1億3,388万円
令和5年上半期合計	17	4,521万円

また、被害が急拡大しているSNS型投資・ロマンス詐欺の状況は、SNS型投資詐欺が認知件数20件、被害額約3億5,578万円で、ロマンス詐欺が認知件数16件、被害額約1億5,732万円となっています。

窃盗犯の認知件数は、前年同期に比べ、侵入盗がほぼ半減した一方で、乗り物盗に分類される自動車盗、オートバイ盗、自転車盗が全て増加したほか、非侵入盗に分類される万引きが増えています。

～上半期の窃盗犯認知件数の内訳～

窃盗犯の内訳	令和5年	令和6年	増減
侵入盗	221	125	-96
非侵入盗	517	621	104
乗り物盗	332	383	51
自動車盗	4	7	3
オートバイ盗	17	25	8
自転車盗	311	351	40
総数	1,070	1,129	59

ストーカーやDVの被害は相談窓口へ

「**ストーカー**」とは、恋愛感情や好意の感情などが満たされなかったことに対する怨恨の感情から、以下の行為を繰り返し行うことです。

ストーカー規制法により、①つきまとい等 ②監視していると告げる行為 ③面会や交際等の要求 ④著しい粗野又は乱暴な言動 ⑤無言電話、連続した電話・電子メール・SNS メッセージ・文書等の送付 ⑥汚物等の送付 ⑦名誉を傷つける行為 ⑧性的しゅう恥心の侵害 ⑨GPS機器等による位置情報の無承諾取得 ⑩GPS機器等の取付け行為等が規制されており、違反すると懲役や罰金に処せられることもあります。



「**DV**」とは、配偶者や内縁関係、生活の本拠を共にする恋人など親密な関係にある、又はそうした関係にあったパートナーからの体や心への暴力のことです。暴力には様々な形態があり、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、暴言や無視、交友関係の監視、生活費等を渡さない、避妊に協力しないといったこともDVに当たります。

DVは、親しい関係の中で発生することが多く、被害者が我慢したり警察等への相談や届出をためらったりする傾向があるため、周囲の人が被害に気づきにくく、被害が深刻化してしまう危険性があります。



「このような（似たような）被害を受けている」と思ったら・・・

<p>高知県警察 〈性犯罪・DV・ストーカー等相談電話〉</p> <p>TEL 088-873-0110 又は#9110</p> <p>相談内容に応じ、被害の防止に向けた支援、相手方への警告、事件としての検挙などを行います。</p>	<p>高知県女性相談支援センター 〈配偶者暴力相談支援センター〉</p> <p>TEL 088-833-0783 又は#8008 #8778</p> <p>被害者の悩みごとに対する相談や、必要に応じた一時保護、自立への支援を行います。</p>	<p>こうち被害者支援センター</p> <p>TEL 088-854-7867</p> <p>被害者からの相談によって、警察署、裁判所への付添い支援などを行います。</p>
---	--	---

【県警察県民支援相談課相談窓口】



高知県警察マスコットキャラクター
ポリンくん ポーリーちゃん

【県女性相談支援センター相談窓口】



高知県マスコットキャラクター
くろしおくん

【こうち被害者支援センター】



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョッとちゃん

■くらしネットkochi編集・発行者
高知県文化生活部 県民生活課

■安全安心まちづくりニュース編集・発行者
高知県安全安心まちづくり推進会議



■問い合わせ先
高知県文化生活部 県民生活課
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL 088-823-9653(くらしネットkochi) FAX 088-823-9879
088-823-9319(安全安心まちづくり)
E-mail:141601@ken.pref.kochi.lg.jp